

## 【各費目の説明】

### ① 広報費

新たなパンフレット・ポスター・チラシ等の作成、新たに広報媒体等を活用するために支払われる経費

#### 【対象となる経費例】

- ・新たなウェブサイト作成や更新費
- ・新たなチラシ・DM・カタログ作成のための外注や発送費
- ・新たな新聞・雑誌・インターネット広告費
- ・新たな看板の作成・設置費
- ・新たな試供品、販促品の作成費 など

#### 【対象とならない経費例】

- ・名刺の作成費
- ・文房具等の事務用品等の消耗品購入費
- ・金券、商品券の購入費 など

### ② 展示会等出展費

- ・展示会への出展又は商談会に参加等するために要する経費
- ・新たな販売方式として初めて催事（不特定多数の事業者が出展するもの）に出展するために要する経費

※過去に催事に出席したことがある場合でも、初めての県外出展又は初めての海外出展の場合は補助対象経費として審査します。

#### 【対象となる経費例】

- ・展示会又は商談会への出展・参加料等
- ・展示会又は商談会の会場までの旅費  
※公共交通機関を用いた最も経済的・合理的な経路により算出された実費
- ・展示会又は商談会への出展・参加に関連する運搬費・通訳料・翻訳料 など

#### 【対象とならない経費例】

- ・国や市町村等から費用の一部助成を別に受ける場合の出展料等
- ・グリーン車、ビジネスクラスなどの特別に付加された料金
- ・展示会出展に係るレンタカー代、ガソリン代、駐車場代等
- ・選考会、審査会（〇〇賞）等への参加・申込費
- ・文房具等の事務用品等の消耗品購入費
- ・実績報告書等により、補助事業者が当該展示会等に出展者として出展または参加したことが確認できない場合に係る一切の費用（出展料、旅費、運搬費等）  
など

### ③ 開発費

新商品や包装パッケージの試作・開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

※購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。

※販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象となりません。（試作品の生産に必要な経費は対象となります。）

#### 【対象となる経費例】

- ・新商品の試作・開発に係る原材料の購入費、機械装置のリース料
- ・新たな包装パッケージの試作・開発に係るデザインの外注費
- ・業務システム開発のための外注費
- ・テイクアウトを実施していない飲食店がテイクアウト専用の商品を開発するた

めに要する経費 など

**【対象とならない経費例】**

- ・実際に販売する商品を生産するための原材料の購入費
- ・飲食店で店内提供する新メニュー開発のための原材料の購入費 など

**④機械装置等費**

事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費

※本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象となります。単なる取替え更新の機械装置等の購入費は補助対象となりません。

**【対象となる経費例】**

- ・衛生向上や省スペース化のためのショーケース等の購入費
- ・新商品等の生産販売拡大に必要なオープン・冷凍冷蔵庫等の購入費
- ・新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む）等の購入費
- ・販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア（精度の高い図面提案のための設計用3次元CADソフト、販促活動実施に役立つ顧客管理ソフト等）等の購入費
- ・販路開拓等のためのキャッシュレス決済端末の導入費
- ・新たな事業として移動販売や宅配を行う場合の車両（キッチンカー、移動販売車、宅配車両等）の購入費

※専用の設備を備えるなど構造上使用目的が当該事業のみに限定されること。など

**【対象とならない経費例】**

- ・物価高騰の影響に伴う売上減少や売上原価の増加に対応するための取組と直接関係の無い機械装置等の購入費（例：単にインボイス制度等に対応するための経理・会計ソフトウェア等の購入）

※インボイス制度への対応等を目的とした経理・会計ソフトウェアの購入等に関する支援については、国の「IT導入補助金」（下記URL参照）等をご確認ください。

○財務省ホームページ「インボイス制度の改正案について」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/invoice/index.html#a04](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html#a04)

- ・自動車等車両、自転車、船舶、ドローン等の購入費
- ・汎用性がある機器等の購入費  
例：パソコン、事務用プリンター、複合機、タブレット端末、電話機、カメラ、ビデオカメラ、家庭用及び一般事務用ソフトウェア、椅子、テーブル、ベッドなどの家具調度品
- ・目的・用途に関わらず既に導入しているソフトウェアの更新料
- ・販売及び賃貸することを目的とする機械装置等の購入・仕入れ経費
- ・単なる取替更新であって新たな販路開拓等につながらない機械装置等の購入費
- ・機械装置等の撤去・廃棄に要する経費
- ・動物の購入費
- ・文房具等の事務用品等の消耗品購入費 など

**⑤外注費**

上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部の外注に要する経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）

※調査業務に係る経費は補助対象経費全体の3分の1を上限とします。

※外注内容、金額等が明記された契約書等を取り交わし、外注する側である申請者に成果物等が帰属する必要があります。

※機械装置等の製作のみ外注する場合は、④機械装置等費に計上してください。

**【対象となる経費例】**

- ・販路開拓や生産性向上等を目的とする店舗改装、バリアフリー化等工事に要す

る経費

- ・製造・生産を強化するためのガス、水道工事等に要する経費
- ・移動販売等を目的とした車両の内装、設備等整備に要する経費 など

**【対象とならない経費例】**

- ・物価高騰の影響に伴う売上減少や売上原価の増加に対応するための取組と直接関係のない業務の外注に要する経費（例：単にインボイス制度等に対応するための経理・会計システム等の開発）
- ・補助事業で取り組む販路開拓や生産性向上等に結びつかない工事に要する経費（単なる修繕、単なる店舗移転を目的とした旧店舗の解体、新店舗建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事など）
- ・店舗改装等における自社施工の場合の原材料費
- ・「不動産の取得」に該当する工事に要する経費 など

**【補助対象外となる経費】**

（５）①から⑤に掲げる各費目に係る経費以外は、補助対象外となります。

また、（５）①から⑤に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

- 1) 自社内部の取引によるもの
- 2) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 3) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- 4) 駐車場代や事務所等に係る家賃、補助対象事業以外にも使える汎用性のある機器設備のリース料、レンタル料、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 5) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 6) マスクや消毒液、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP 袋、CD・DVD、USB メモリ・SD カード、電池、段ボール、梱包材などの購入費）
- 7) 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 8) 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 9) 不動産の購入・取得費、登記費用、修理費、車検費用
- 10) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 11) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料、クレジットカード決済のシステム利用料（加盟店手数料）等
- 12) 公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とする。）
- 13) 各種保証・保険料
- 14) 借入金などの支払利息および遅延損害金
- 15) 免許・特許等の取得・登録費
- 16) 講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- 17) 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 18) 役員報酬、直接人件費
- 19) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 20) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 21) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費